

大磯町職員の給与に関する条例及び大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(大磯町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町職員の給与に関する条例（昭和30年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 11 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
給料表(1)	1級	100分の2
	2級	
	3級	100分の3
	4級	
	5級	
	6級	100分の5
	7級	
給料表(2)	1級	100分の2
	2級	
	3級	100分の3
	4級	

- 12 短時間勤務職員については、前項の規定は、適用しない。

(大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例（昭和38年大磯町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、第4条の規定による給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
1 級	100分の 2
2 級 B	
2 級 A	100分の 3
3 級	

- 4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、前項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

平成25年6月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄